

17. 一般社団法人日本歯科医療管理学会選挙規則

(役員を選任)

第1条 理事長候補者、理事、監事及び代議員選任の選挙規則について定款第6条及び第21条によりこれを定める。

(選挙権者及び被選挙権者)

第2条 選挙権は選挙実施前年度における4月30日現在で会員名簿に掲載されている正会員がこれを有する。

2 被選挙権は、会員歴3年以上の正会員がこれを有する。

3 前項の規定に関わらず、選挙実施前年度までの会費未納者並びに定款第10条及び定款第11条に該当する者は被選挙権を有さない。

(選挙の場所)

第3条 理事長候補者、理事、監事及び代議員の選挙は定款第6条及び第21条により総会においてこれを行う。

(選挙事務の管理)

第4条 選挙に関する一切の事務は、選挙管理委員会が管理する。

2 選挙権、被選挙権の有無、投票の効力その他選挙の実施について生じた疑義は、選挙管理委員会の決するところによる。

(選挙管理委員会)

第5条 選挙管理委員会について定款第43条第1項によりこれを定める。

2 選挙管理委員会は理事会の承認を得て理事長が委嘱した4名の正会員及び総務担当常務理事1名によって組織し、委員長を選定は委員の互選によるものとする。

3 前項による選挙管理委員の指名に際して、同時に予備委員3名に順位を付して指名しなければならない。

4 予備委員に欠員が生じた場合、新たに選出することができる。

5 予備委員はその順位に従い、選挙管理委員が欠けたとき又は事故あるときにその職務を行う。

6 選挙管理委員の任期は2年とする。予備委員の任期はその前任者の残任期間とする。

7 前項の規定に関わらず、選挙管理委員は任期が満了しても、後任者が就任するまではその職務を行う。

8 第7項の規定は予備委員に準用する。

(候補者)

第6条 第1条に規定する選挙候補者は一般社団法人日本歯科医療管理学会理事長候補者選出規則、同理事選出規則、同監事選出規則及び同代議員選出規則により定める。

(選挙の方法)

第7条 理事長候補者選挙は投票によりこれを行う。

2 投票は1人1票とする。

3 投票は単記無記名とする。

4 次の投票はこれを無効とする。

(1) 正規の投票用紙を用いないもの

(2) 候補者以外の氏名を記載したもの

(3) 複数の氏名を記載したもの

(4) 一般的な敬称以外の他事を記載したもの

(5) 候補者の氏名を確認しがたいもの

5 総会の決議により投票を省略し、別段の方法によることができる。

第8条 理事、監事及び代議員選挙は各選出規則に基づき行う。

(当選者)

第9条 理事長候補者選挙の場合は一般社団法人日本歯科医療管理学会理事長候補者選出規則第3条により選出された者を当選者とする。

2 理事選挙の場合は一般社団法人日本歯科医療管理学会理事選出規則第4条により選出された者を当選者とする

3 監事選挙の場合は一般社団法人日本歯科医療管理学会監事選出規則第4条により選出された者を当選者とする。

4 代議員選挙の場合は一般社団法人日本歯科医療管理学会代議員選出規則第6条により選出された者を当選者とする。

(無投票当選)

第10条 候補者が定数を超えないときは、投票を省略してその候補者を当選者とすることができる。

ただし理事長候補者選挙については一般社団法人日本歯科医療管理学会理事長候補者選出規則第3条第1項第(3)号に基づく信任投票を行う。

(当選者の決定と報告)

第11条 選挙管理委員長は当選者が決定したときは、ただちにこれを議長に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた議長は、すみやかに議場ならびに理事長に報告しなければならない。

(当選者への通知と辞退)

第12条 前条2項の報告を受けた理事長は、すみやかにその旨を当選者に通知しなければならない。

2 当選者がその当選の通知を受けてから5日以内に辞退の申出をしなければ承認したものとみなされる。

3 当選者は正当な事由のない限り辞退できない。

(選挙録の作成と保持)

第13条 選挙管理委員会は選挙の経過を記録した選挙録を作成し、理事長はこれを5年間保存しなければならない。

(選挙の告示)

第14条 選挙期日は理事会の決議を経て理事長がこれを定め、選挙日の15日前までに各選挙権者に通知するとともに会員に公告する。

2 選挙管理委員会は日本歯科医療管理学会雑誌及び学会ウェブサイト上に、選挙に関し、次の各号に掲げる事項を公示する。

(1) 選挙管理委員の氏名

(2) 選挙の方法

(3) 選挙結果報告期日

(4) その他選挙に必要な事項

(不正行為による当選の扱い)

第15条 不正な方法又は行為により当選した者は、当選を無効とする。

(規則の改廃)

第16条 本規則は、理事会及び総会の決議を経なければ改正又は廃止することはできない。

(附則)

1. 本規則は、令和6年7月12日から施行する。